

福祉環境委員会記録

令和5年3月7日（火）
09時54分～12時29分
全員協議会室

【委員】小川委員長

村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【執行部】砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、藤井地域福祉課長、板本健康医療対策課長、
湯浅健康医療対策課健康増進担当課長、松山子ども・子育て支援課長、
龍河子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長、
坂根保険年金課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、小松環境課長、市原税務課長、土谷資産税課長

〔上下水道部〕有福上下水道部長、白根水道管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長

【事務局】中谷書記

議題

1 副委員長の互選について

副委員長 村木 勝也

2 浜田地区広域行政組合議会議員の選出について

選出委員 岡本 正友

3 議案第5号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**

4 議案第6号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**

5 議案第7号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**

6 議案第8号 浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**

7 議案第29号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**

8 執行部報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について 【健康医療対策課】
- (2) 出産・子育て応援金支給事業の実施状況について 【子ども・子育て支援課】
- (3) 子育て支援センター「すくすく」の解体及び跡地利用について 【子ども・子育て支援課】
- (4) コロナ関連の特例措置の終了について 【保険年金課】
- (5) 浜田市指定ごみ袋の梱包に係る形状変更について（報告） 【環境課】
- (6) 令和5年度 地方税制改正の概要について 【税務課・資産税課】
- (7) 冬季の水道凍結対策の実施状況について 【水道管理課・工務課】
- (8) 浜田処理区下水道整備事業について 【下水道課】
- (9) その他
(配布物)
 - ・ 浜田市地域福祉計画 【地域福祉課】
 - ・ 浜田市障がい者計画 【地域福祉課】
 - ・ 第4次浜田市健康増進計画・第2次浜田市自死対策総合計画 【健康医療対策課】
 - ・ 第4次浜田市食育推進計画 【健康医療対策課】
 - ・ 浜田市人口状況（R4.11月末～R5.1月末） 【総合窓口課】

9 所管事務調査

- (1) 保育所等における使用済みオムツの処分の状況について 【子ども・子育て支援課】
- (2) 水道未普及地域の状況について 【環境課】

10 その他

11 地域井戸端会のテーマ設定について（委員間で協議）

12 行政視察を終えて（委員間で協議）

- (1) 行政視察レポートについて

13 【取組課題】 就労支援を含めた障がい者支援について（委員間で協議）

【議事の経過】

(開 議 09 時 54 分)

小川委員長 | ただいまから福祉環境委員会を開催する。出席委員は6名で定足数に達している。レジュメに沿って進める。

1. 副委員長の互選について

小川委員長 | 足立議員の辞職に伴い、副委員長が欠員となったため副委員長の互選を行う。副委員長の互選は指名推選と投票の方法いずれがよいか。

(「指名」という声あり)

小川委員長 | 指名という声が出たが、ご異議は。

(「異議なし」という声あり)

ご異議ないようなので指名推選で行うことと決した。ではどなたか指名があるか。

村武委員 | 村木委員を推選する。

小川委員長 | 村木委員の指名があった。ご異議あるか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、村木委員が副委員長に当選された。副委員長に着席をお願いします。

《 村木委員着席 》

小川委員長 | 村木副委員長から一言ご挨拶をお願いします。

村木副委員長 | このたびは副委員長の任を仰せつかり、身が引き締まる思いである。まだ経験不足ではあるが、日に日に進んでいる当委員会のテーマ事項についてもさらなるヒアリングを行い、結論に持っていく大切な時期でもあるし、さらに4月に入ればこども家庭庁等、国の動きも大きく変わってくると思っている。そのような中、当委員会の副委員長は大変重責ではあるが、議会としてどのように市と一緒に取り組んでいくべきか、改めて考えていきたい。皆の支援をお願いします。

2 浜田地区広域行政組合議会議員の選出について

小川委員長 | これについても足立議員の辞職に伴い、当委員会から後任者を選出し、本会議において選挙となる。希望する委員がおられれば申し出ていただき、調整したい。希望があるか。

岡本委員 | はい。

小川委員長 | 岡本委員から希望が出たがほかにおられるか。

(「異議なし」という声あり)

当委員会から岡本委員を選出することとする。ここで暫時休憩する。

[09時 58分 休憩]

[10時 00分 再開]

3 議案第5号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

小川委員長	<p>執行部から補足説明はあるか。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」という声あり)</p>
柳楽委員	<p>委員から質疑はあるか。</p>
子ども・子育て支援課長	<p>この事業に当たる施設があるか。</p> <p>この条例については特定教育・保育施設なので、施設型給付を受けるために市町村から確認が行われた認定こども園や幼稚園、保育所のことを指すため、浜田市にある。</p>
柳楽委員	<p>2015年からスタートした事業で、待機児童などの問題があって既存施設では受入れが難しいということで始まっていると思うが、浜田市においては待機児童が現時点でないものと認識している。それで合っているか。</p>
子ども・子育て支援課長	<p>おっしゃるのは家庭的保育などのことでは。</p>
柳楽委員	<p>ここに、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業とあるので、それも含めていると思っていた。</p>
子ども・子育て支援課長	<p>そのとおり待機児童はない。先ほどの特定教育・保育施設は保育所などを指すので浜田市にあるが、特定地域型保育事業は、家庭的保育事業などのことを指すため浜田市にはない状況である。</p>
岡本委員	<p>目的・理由の中に、内閣府令の一部が改正されたことに基づいて懲戒権に係る規定が削除されたとあるが非常にわかりづらい。何か背景があるはず。何かが起きたからこれが改正される。その説明をお願いする。</p>
子ども・子育て支援課長	<p>今回の改正については特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準という内閣府令があり、それに従うべき基準のところにある内容についての改正となる。この改正は民法改正に伴って行われている。これまで民法には「子の利益のために子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」という規定があった。この規定が児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があり、児童虐待の防止を図る観点から、国で民法の規定を削除したことに伴い、関連する省令や今回の条例改正となった。</p>
岡本委員	<p>懲戒権とは何か。指導のために叩いたりすることか。</p>
子ども・子育て支援課長	<p>懲戒権が広い範囲で捉えられているようである。先ほどのような虐待にかかわるようなこともだし、一般的に叱るといったしつけに関することも懲戒と広く捉えられていると認識している。</p>
小川委員長	<p>ほかに。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」という声あり)</p>

4 議案第6号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部

を改正する条例について

小川委員長	執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり)
柳楽委員	委員から質疑はあるか。
子ども・子育て支援課長	この対象になる施設があるか。
岡本委員	対象施設は浜田市内にはない。
子ども・子育て支援課長	これは送迎の車に子どもが放置され亡くなった事例を受け、ありとあらゆる送迎という位置づけのチェックが入った中の家庭的保育事業という形なのか。
子ども・子育て支援課長	さまざまな児童福祉施設において、こういった義務づけがなされている。浜田市において条例に定めているものというのが今回、家庭的保育事業だったり放課後児童健全育成事業だったりする。今回については重大事故を受けて、安全計画の策定や自動車運行の確認は、この2本の条例について改正する。
村武委員	浜田市家庭的保育事業等の「等」とは何を指すのか。
子ども・子育て支援課長	家庭的保育事業以外には小規模保育事業や事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業のことを指す。
村武委員	それも含めて浜田市内にはないということか。
子ども・子育て支援課長	そのとおりである。
小川委員長	ほかに。 (「なし」という声あり)

5 議案第 7 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

小川委員長	執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり)
柳楽委員	委員から質疑はあるか。
子ども・子育て支援課長	概要の 1 に「安全計画の策定等をしなければならないこととする」とあるが、これまで安全計画は策定されてなかったのか。
子ども・子育て支援課長	安全計画という名称のものはなかった。災害時にこういった連絡体制でいこうといったような個別で定めたものはあるが、安全計画として定めたものはこれまで各施設で持ってない。
柳楽委員	これは必ずつくらなくてはいけないという位置づけなのか。
子ども・子育て支援課長	安全計画は 1 年間の経過措置はあるが、つくらなければならないことになっているので、市で指導などをしていきながら各児童クラブにおいて策定していただくことになろうかと思う。
柳楽委員	概要の 3、支援員について。なかなか人材確保が難しいためこういう措置がされているのだと思う。浜田市の支援員の状況は。
子ども・子育て支援課長	市で把握できる直営の児童クラブについて説明する。来年度の前定は支援員が全体で 32 名、以前と違いこの 32 名全員が主任支援員なり支援員という形での雇用ができています。しかし認定資格研修が終わった者となると 32 人中 28 人である。今年度から雇う

予定の方もいるので、そういった方はまだ持ってない状況である。通常時はとくに問題ないかと思うが長期休業時などたくさんの方の支援が必要となる時に、みなしの要件がないとシフトが組みづらいところもあり、今回改正する。

川神委員
子ども・子育て支援課長

支援員の研修はどの程度の内容か。短期間で修了できるのか。科目数などは手元に資料がないが、子どものかかわり方などについて細かく研修として受けられると聞いている。受講者からも、こういった研修を受けることで児童クラブでの子どもへのかかわり方がすごく勉強になったということで、ぜひ皆に受けてほしいと言ってもらっている研修になっている。

川神委員
子ども・子育て支援課長

研修はどなたが行うのか。
浜田市の場合は島根県が主催される。実際には島根県から委託された業者が研修を実施する。

岡本委員

概要を見ると1番に安全計画の策定、4番に業務継続計画の策定とある。安全計画は策定しなければならないが、継続計画の策定等については「努めなければならない」という緩い文言になっている。この辺の関連性をわかりやすく説明してほしい。

子ども・子育て支援課長

今回の条例改正は、目的・理由にも書かせてもらっているように、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というものが厚生労働省令としてある。この厚生労働省令を参酌する形で条例制定しているものである。

厚生労働省令により安全計画についてはさまざまな児童福祉施設において重大事故があったことを受け、必ずつくるよう国が策定された。

業務継続計画についても、児童福祉施設等の感染防止対策指導監査のあり方に関する研究会報告書というものがあり、こちらの内容を踏まえて放課後児童健全育成事業者に対して努力義務ということで国がまとめられたものである。

村武委員

浜田市放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブ以外にこれに当たるものはあるか。

子ども・子育て支援課長

放課後健全育成事業がイコール放課後児童クラブのことを指すので、放課後児童クラブ以外の施設が対象になることはない。

村武委員

例えば放課後の活動として放課後等デイサービスなどもあるが、それはこれには含まれないのか。

子ども・子育て支援課長

放課後等デイサービスはこちらではなく、県の条例で基準が定められ、その基準にのっとって運用されていると認識している。

村武委員

児童の安全確保に関する計画の策定の後に自動車の運行もある。自動車の運行だけでなく、児童が日ごろ活動する全般的な安全ということなのか。

子ども・子育て支援課長

安全計画の内容は、施設設備などの安全点検や園外活動などを含む活動、取組などにおける職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修など児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュールを定めるものであり、国からひな

- 形が示されているので、それに沿って計画策定する形になるかと思う。
- 村武委員 今まではこういった安全計画はなかったと理解してよいか。
- 子ども・子育て支援課長 災害時や連絡網などはあったが、こういった年間スケジュールや訓練を定めたような計画はなかった。
- 村木副委員長 今回の改正における放課後児童健全育成事業者、児童クラブとのことだが、浜田市の場合は直営と委託があるが、作成者はどなたになるのか。
- 子ども・子育て支援課長 直営であれば市が、委託の場合は委託先の事業者が策定する。
- 村木副委員長 ひな形があるとのことだが、特に委託をしている児童クラブに対して、安全計画策定における市の支援はどのようなものか。
- 子ども・子育て支援課長 ひな形の中でも幾らか児童クラブ共通の事項があると認識しているので、そういったところはある程度こちらで検討はさせていただく中で、各児童クラブに対して作成指導をする。経過措置が1年あるので、1年をかけて皆につくってもらうよう協力する。
- 村木副委員長 支援をよろしく願います。業務継続計画は努力義務とのことだが、これも作成の支援はあるのか。
- 子ども・子育て支援課長 業務継続計画については努力義務となっているので、どこまで各児童クラブに求めていくかは今後の検討課題かと思っている。しかし業務継続計画をぜひつくるという児童クラブがあれば、当然こちらとしても作成の支援はしていきたい。
- 村武委員 概要の2番、自動車を運行する場合と書いてあるが、児童クラブで自動車を運行することはあまりないように思う。こういったことを想定されているか。
- 子ども・子育て支援課長 あまり伺ったことはない。しかし想定されるとすれば例えば車を借りて、長期休業の際に課外活動などをされたりした際に、点呼などを義務づける形になるかと思っている。
- 小川委員長 ほかに。
- (「なし」という声あり)

6 議案第8号 浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について

- 小川委員長 執行部から補足説明はあるか。
- (「なし」という声あり)
- 委員から質疑はあるか。
- 岡本委員 令和8年度に松原につくられる処理場の設定についてだろうと思う。この条例の負担金、分担金について説明をお願いします。
- 下水道課長 受益者負担と分担という分けだが、負担金は都市計画区域内で行う事業、都市計画法に基づいて受益者負担をいただく。都市計画区域外になると地方自治法により分担という言い方をしている。いただくものは同じだが法によって呼び方が違う。
- 岡本委員 このたびは排水人口100人未満か100人以上かで、10万円、20

下水道課長	<p>万円の価格設定をしている。考え方があるなら教えてほしい。</p> <p>排水人口によって100人以上であれば20万円、100人未満であれば10万円という価格設定の考えだが、平成27年度の下水道審議会でのこの価格設定を議論いただいた。一般家庭の早期接続を最大限高めるための価格設定を検討された。大規模な事業所は排水量が多く入ってくるので、例えば宅内へ引き込む管なども大きくなる可能性があるため、そういったところで価格を分けようと、一般家庭の場合ということで20万円に設定した。</p>
岡本委員	<p>現時点で100人未満、100人以上という形で、例えば企業、事業所を把握されていれば披露してほしい。</p>
下水道課長	<p>正確な排水人口を求める際には、JISが出している浄化槽の人槽算定に用いる式を使おうと思うが、100人以上に該当するのは今回の整備エリアであれば医療センターなどになるかと思う。申請時の手続きのときには、延べ面積などを確認しながら排水人口を算定する考えである。</p>
岡本委員	<p>これからいろいろな施設をしていくと同時に、各事業所の使用内容をチェックして未満なのか以上なのか算定するということか。</p>
下水道課長	<p>そのとおりである。例えば既に合併浄化槽が入っていれば、その人槽を確認できれば判断ができる。あとは建物の図面等も必要になってくる場合もあるが、そういうものも提供いただきながら。今後事業所へお願いする際は算定式も用意してお話ししたいと思っている。</p>
小川委員長	<p>ほかに。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」という声あり)</p>

7 議案第29号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

小川委員長	<p>執行部から補足説明はあるか。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」という声あり)</p>
	<p>委員から質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」という声あり)</p>
	<p>以上で議案審査は終了した。採決は後ほど行う。</p>

8 執行部報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について

小川委員長 健康医療対策課長	<p>執行部から補足説明はあるか。</p> <p>患者人数を最新の数字に修正する。令和5年3月6日公表分までで、2月の患者数が468人。3月の患者数が54人。令和4年度の合計数が11,061人である。</p>
小川委員長	<p>委員から質疑はあるか。</p>
柳楽委員	<p>外来検査センターについて伺いたい。マスク着用等もこれから緩和される状態になっているが、検査センターは来年度も引き続き設置されるのか。</p>

健康医療対策課長 浜田市の外来検査センターは県からの委託で運営している。まだ県から存続について連絡がないのが正直なところであるが、2類から5類への見直しが来年の5月8日までとなっているので、恐らくそこまでは延長されるのではないかと考えている。

小川委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(2) 出産・子育て応援金支給事業の実施状況について

小川委員長 執行部から補足説明はあるか。

子育て世代包括支援担当課長 令和4年12月定例会議において補正予算を承認いただいた事業について、現在の状況を報告する。
令和4年度分の支給対象見込み者数はこのとおり。(4)の下の米印にあるとおり、遡及対象者へは2月17日に案内通知及び申請書等を発送しており、昨日の段階で約8割程度の返送を受け付けている。

小川委員長 委員から質疑はあるか。

村木副委員長 応援金支給の流れの中で、妊娠届時や出生届後とあるが、届けを出すだけでなく、必ず保健師の面接や訪問などの手続を踏んだ上での応援金支払いということでしょうか。

子育て世代包括支援担当課長 そのとおりである。今までも妊娠届や赤ちゃん訪問のときにはいろいろな聞き取りをしたり、不安な点などを聞いたり情報提供をし、同じことをするのだが、アンケートを書いてもらったり、細かく不安を聞き取るなどして面談するのが条件となっている。

村木副委員長 条件として必ず対面で話ができる環境をつくっていることがわかった。

川神委員 支給対象者の方々からこの事業に対する反響や評価、ありがたい事業だと思うが声は聞いているか。

子育て世代包括支援担当課長 昨年の段階でいろいろ報道があったときにはそういう情報もいろいろ出ていたのだが、この案内が送られて、この事業がそうだと気づかない方もおられたりする。浜田市が独自事業でやっている、申請時に子育て応援金の申請と混同されている方もいる。電話も何件か入っている。それは浜田市の独自事業で、これは国の施策に基づく事業で、別途支給されると説明し、喜ばれたことが何度かあった。

川神委員 市独自の制度と国の制度は、きちんとわかりやすく説明する体制になっているということか。

子育て世代包括支援担当課長 遡及対象者となる方には通知を送り、その中で細かい説明はできなかったのだが、ホームページに新生児子育て応援金とは別の事業だと一番上に表示し、そのページに飛ぶようにした。あと、個別に面談される方については細かく丁寧に説明してから始めるように周知している。

村武委員 子育て応援金は赤ちゃん訪問を行った後の支給とのことだが、

子育て世代包括支援担当課長	<p>出産応援金は支給されていても赤ちゃん訪問を受けないので、子育て応援金が支給されない方もいらっしゃるのか。</p>
村武委員	<p>基本的には赤ちゃん訪問は100%実施できるよう取り組んでいる。里帰り先で訪問される方もいるが、その場合も連携して、いずれかの自治体からこの応援金が支給されるよう連絡を取り合うことになっている。一部なかなか申請が出てこないとか、赤ちゃん訪問が難しい方についてはいろいろな事情があるかとは思いますが、どうしても訪問ができない場合はほかの方法、電話連絡等で不安を聞き取ったりして、最終的には何等かの確認をして申請につなげることも、わずかではあるが何とかそのようにして支給したいと思っている。</p>
柳楽委員	<p>いろいろな事情で赤ちゃん訪問ができない方もいらっしゃると思うので心配していたのだが、丁寧に連絡を取って対応してもらっているようである。</p>
子育て世代包括支援担当課長	<p>案内通知をされて申請される場合、今は割とたくさん返ってきているとのことだが、返信がない方に対してどのように対応されるか。</p>
柳楽委員	<p>通知は3月8日の消印有効で出しているが、正直もう少し返ってくるかと予想していた。今日明日で100%に近づくかとは思いますが、それでも返ってこない方については、対象者を把握しているので電話連絡等で個別に連絡を取らせていただき、申請書を出してもらおうよう促したい。</p>
子育て世代包括支援担当課長	<p>死産された場合、対象になると思うが、そういった説明等は前もってしにくいとは思いますが、この制度を知っていただく中では必要なかと思う。このあたりの対応について伺う。</p>
柳楽委員	<p>残念ながら死産や流産された方も中にはいらっしゃるが、妊娠届を出されている事実で、出産応援金は支給ができる。こちらで把握できている方については一律に文書を送るのではなく事前に電話連絡して事業の説明をし、この出産応援金については申請いただけることをお伝えしてから送るよう、個別対応をさせていただいた。</p>
子育て世代包括支援担当課長	<p>その場合、妊娠届を出されたところで半分の5万円の対象になると思う。出生については、生まれて亡くなったというところが対象だったのかと思う。そのあたりはどうなのか。</p>
小川委員長	<p>おっしゃるとおり、子育て応援金は出生届を出された後になる。生まれた後に亡くなられた場合については、赤ちゃん訪問等ができないこともあるが、状況が把握できれば個別対応し、申請につなげていきたい。</p>
	<p>ほかに。 (「なし」という声あり)</p>

(3) 子育て支援センター「すくすく」の解体及び跡地利用について

小川委員長 子育て世代包括支援担当課長	執行部から補足説明はあるか。 (以下、資料をもとに説明)
小川委員長 柳楽委員	委員から質疑はあるか。 これからの整備計画等で、請願も出され、地域住民で希望されるような使い方も聞いていただきたいと委員会からもお願いした。その後地域の方と何かしら接点があり意見等を聞かれたか。
子育て世代包括支援担当課長	健康福祉部としては地域の方に直接接点を持つことは特にしてない。
副市長	都市建設部で浜田市全体の公園整備計画をつくっている。その中で松原エリアの現在の公園状況等を調査し、必要なものを必要なところにつくる。地元へはその計画ができ次第協議することになっている。ただ、今後この土地を売却等するに当たっても、境界確定が必要なので、それに必要な作業を担当部署が出かけて、近隣住民とはお話ししたと聞いている。ただ、方針を、多分年度が変わって早々に公園整備計画の状況を報告することになると思うので、それを受けてこのエリアをどうするか決めて、また方針を出したい。新年度の所管の委員会等でこの土地の方針を示す流れになると思う。
村武委員	私も殿町に住んでいるのでこの回覧を拝見した。地域の方はこの状態がいつまで続くのか心配されている。フェンスで囲って立ち入り禁止の状態がいつまでも続くとよくない。先ほど副市長も新年度に入って早々に進めていくと言われたので、なるべく早く進めていただきたい。
副市長	方針が決まればその方針に基づいて、いずれにせよ多少の造成等が必要になる。ただ、5年度に予算を組んでないので方針を5年度に決めて、実際の工事は補正か6年度になると思う。しかしあまり長期的に置いておくことは考えてない。
村武委員	請願も出ているし市民一日議会で小学生が発言をしているので、住民も大変関心を持っておられる。しっかり住民の意見を聞いて進めてほしい。
小川委員長	ほかに。 (「なし」という声あり)

(4) コロナ関連の特例措置の終了について

小川委員長 保険年金課長	執行部から補足説明はあるか。 政府において5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけされることを踏まえ、国民健康保険で行っていた特例措置に対する国の財政支援が終了する。 (以下、資料をもとに説明)
小川委員長 岡本委員	委員から質疑はあるか。 国の支援が終わって2類が5類になっても疾病は何らかの形でずっと残る。例えば事業所で感染した方が何日か外出禁止になる

<p>保険年金課長</p>	<p>期間などもなくなってしまうのか。 まず財政支援が終了するため浜田市としてどうするか考えたとき、新型コロナウイルスというキーワードが国では今後、季節性インフルエンザと同じような位置づけになることから、新型コロナウイルスだけ残して続けて傷病手当金を出すことにはならないのではないかと結論に至り、終了する。</p>
<p>岡本委員 健康増進担当課長</p>	<p>コロナになった人は3日や5日休まなければいけない。 2類から5類に変わり、先ほど保険年金課長も申したように、季節性インフルエンザと同じ形になる。今インフルエンザは特に5日や1週間自宅療養しなければいけない規定もないし、濃厚接触者の考え方もないので、それと同じような形になると捉えたらよいと思う。</p>
<p>村武委員</p>	<p>支給実績について、令和4年度18件。先ほどコロナ感染者の報告では令和4年度は現時点で11,061人とのことだった。この数字を見たときに18件は少し少ないように感じたのだが、担当課はどのように受け取っているか。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>確かに私も少ないと思っている。しかし、被用者である国民健康保険の被保険者、給与をもらっている方が該当になるため、件数は少ない。</p>
<p>村武委員</p>	<p>そこがわかりにくかった。これからも周知されるとのことだったので、そのあたりもわかりやすいように周知してもらいたい。</p>
<p>柳楽委員</p>	<p>特例減免のところだが、例えば減免の中に減額というのと免除が含まれるかと思う。その認識で合っているか。</p>
<p>保険年金課長 岡本委員</p>	<p>減免なので払わなくてよい形になるかと思う。 インフルエンザと同等の扱いになるとはいえ、これまで3年あまりコロナに対応していたのに、混乱を招きかねない。市民にどのような形で対応を説明されるのか。</p>
<p>健康増進担当課長</p>	<p>まだ5月8日以降の具体的な措置や対応についてはマスクの取扱いだけである。現在マスク着用は個人の判断にゆだねる部分が大きくなるということで、それも周知していく準備をしている段階である。コロナの感染力が急に落ちるとかうつらないわけではないので、市民に不安がないように情報提供はしていかないとはいけない。国からきちんとしたことが示されたらそれに沿って周知を進めたい。</p>
<p>小川委員長</p>	<p>ほかに。 (「なし」という声あり)</p>

(5) 浜田市指定ごみ袋の梱包に係る形状変更について (報告)

<p>小川委員長</p>	<p>執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり)</p>
<p>柳楽委員</p>	<p>委員から質疑はあるか。 平置きになっても枚数や金額は変わらないのか。</p>

環境課長
村武委員

変わらない。

現在のロール型のものは1枚ずつ切り離して使うが、平置き型になった場合は袋の中に個別に折りたたんであるのか。

環境課長
村武委員
環境課長
柳楽委員
環境課長

1枚ずつ取れるようになっている。

素材も変わらないのか。

全く変わらない。

ロール型から平置き型にされた経緯は。

ロール型のごみ袋を作成する業者が全国的に3社しかいないことから、つくるのが難しいという声をいただいている。また、高齢の方は袋を切り離せないという声もたまに電話で聞く。併せて昨年9月の当初予算作成時に、ロール型と平置き型の見積もりを取ったところ、平置きのほうが安価でできるという確認も取れたため、こうした判断に至った。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩とする。

[11時00分 休憩]

[11時08分 再開]

小川委員長

委員会を再開する。保険年金課長から発言を求められたため許可する。

保険年金課長

先ほど柳楽委員への回答について全額と申し上げたが、段階があり、全額、10分の8、10分の6、10分の4、10分の2までの5段階に分けて割合が決められている。

柳楽委員

なぜ伺ったかという、減額になっている場合残りの部分は払っていかないといけないと思っている。その部分がコロナも落ち着きつつあるとはいえ、物価高騰もあるので厳しい面もあると思う。減額された残りの部分を支払うのも大変な状況もあるのではと思った。そのような可能性は考えられるか。

税務課長

もちろん軽減がなく苦しい方もおられるし、軽減等になって額は減ったが苦しい方もおられる。ただ、納付期限を過ぎれば督促も出すし、中には指定期限も切れて催告書を出す、一旦相談をいただいた方には分割や都合がつくまでなど、納付相談に応じる。

小川委員長

この件についての質疑は終わる。

(6) 令和5年度 地方税制改正の概要について

小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(7) 冬季の水道凍結対策の実施状況について

小川委員長
工務課長

執行部から補足説明はあるか。

今年の冬、大きな被害は2年前に比べて非常に少なかった。市民、皆にご協力いただいた。資料にある数字は2月16日時点のものだが、その後若干数字が増えているため時点修正する。

(2)凍結等の問い合わせ状況の中の浜田地域の上から2段目、38から40へ。その合計として106が108となる。

5段下がって漏水確認の同じく浜田地域、27が28となっている。その一段下、合計欄は78が79へ。一番下のメーター破損、浜田地域の5が6。その下の合計も6となる。この数字に併せて左の全体のところも増えていく。全体として市民問い合わせ等指定事業者上下水道部、それぞれ合計が201プラス77で278件となっている。

漏水確認のところ、指定事業者146プラス上下水道部で60、合計206。一番下メーター破損について上下水道部が6となる。

2の(1)広報活動の欄、下から2行目、水道管の凍結が予想される日のメールなどの回数だが、昨日までで16回に数字を修正する。

1ページ目に戻って(1)、今年1月における最大配水量と地域ごとの数字を載せている。参考に2年前の1月の一番多い数字を載せている。2年前は漏水もかなりあったが、2年前に比べて配水量も多くなり、対応ができています。

最後に上下水道部で受け付けている77件のうち、約半数は上下水道部職員がそれぞれの地域で漏水を発見したといったこともこの数字に含まれている。

小川委員長
岡本委員

委員から質疑はあるか。

メーター破損が6と説明があった。古いからか、設置場所の問題か。

工務課長

メーター破損は浜田地域だけで今年6か所あった。ご指摘のように新しいものも壊れている。水道メーターの中に水が通っていて、冬場に水を動かさずにおくと中の水が凍って膨張しメーターの上のガラス面が壊れたり、逆に下の金属が割れたりすることがある。地域的には風通しの強いところで破損を確認した。

岡本委員

日ごろ水道を使っている家で発生したということなら、水が流れているのだから凍結する環境にないと思う。不在の家なら水が停滞して凍結というのも考えられるが。

工務課長

6件の全ての使用状況は把握できてないが、使ってはおられるが使用水量が少ないなど。浜田地域でも中山間地域で風当たり、また気温が低い場所になっている。

岡本委員

破損したのだからメーターを取りかえたであろうが、取りかえると同時に場所を変えたり、防護したりといった指導はしたか。

工務課長

メーターの場所を変えるには給水メーターの箱ごと移動する必要があり、かなりの費用がかかる。よってメーターの周りを防護するなど、次の冬に向けてこちらからご案内することになる。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(8) 浜田処理区下水道整備事業について

小川委員長
下水道課長

執行部から補足説明はあるか。

1点目の管路工事については契約候補者が決定し、通知を3月1日付で各候補者に送付した。また市のホームページにも掲載している。

2点目の処理場建設についても、公民連携を目指しているところではあるが、第2回の意見交換会を開催した。厳しい意見も出て、それらの意見を踏まえながら仕組みをしっかりと考えていきたい。

小川委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(9) その他

(配布物)

- ・ 浜田市地域福祉計画
- ・ 浜田市障がい者計画
- ・ 第4次浜田市健康増進計画・第2次浜田市自死対策総合計画
- ・ 第4次浜田市食育推進計画
- ・ 浜田市人口状況 (R4.11月末～R5.1月末)

小川委員長
健康医療対策課長

執行部から何かあるか。

3月3日金曜日にニュース番組での報道、3月4日での新聞報道でもあったように、老人介護施設における利用者虐待事案が発生した。浜田市内の老人介護施設の利用者を虐待したとして、浜田署が3月3日に暴行の疑いで、益田市遠田町の介護福祉士を逮捕した。逮捕容疑は3日午前6時5分ごろ、勤務先施設で入所者の80代男性の腰を足で2回蹴り、頭部を右手で1回殴った疑いである。当日施設から施設職員による虐待があったとの通報があり、他の職員らの聞き取りや、防犯カメラにも映像が残っており、容疑者は容疑を認めている。

なお、現在捜査中及び処分決定前のため、これ以上の詳細については公表とはならないためご了承願う。

今後の流れ等は、浜田市は3月3日の午後3時30分ごろから、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に関する支援等に関する法律に基づいて、事実確認調査を行った。また、施設には口頭で改善計画書の提出要請を行った。3月6日に会議を開催し、虐待認定の方針決定をしたところである。決裁後に島根県へ報告する予定である。浜田市からの報告によって島根県が今後、老人福祉法並びに介護保険法により処分を決定される。

小川委員長
柳楽委員

答えられない部分もあろうが、委員から質問はあるか。

介護現場は大変な仕事だと思うので、いろいろなことが起こるのだろうとは思いますが、対象事業者以外のところでそういったこと

がないように、改めてのお願いやお知らせを特に市から行うことはないのか。

健康医療対策課長

今のところまだ処分は決定されていないが、こういった事案があったので今後、各施設に対して周知等に行っていきたい。

岡本委員

この実態がわかって、処分されるのは浜田市がやるのか県がやるのか。

健康医療対策課長

浜田市は内容の報告をし、処分については指定権者の島根県が決定される。

岡本委員

監視カメラの映像で事実確認ができていたそうだが、その辺は話せるのか。

健康医療対策課長

防犯カメラの映像が残っているのは事実であり、その映像等も確認して容疑者も容疑を認めている。いわゆる処分等については何等か出されるのではないかと思う。

村武委員

事案が起こってしまったら大変なことだと思うが、それを事前に防ぐことも大切だと思う。今回の提案条例の中には、放課後児童クラブなども含まれているが、介護施設内の安全についてや虐待が起こらないような対策は、どのように取られているか。

健康医療対策課長

全国各地でこういった事例が発生しているので、研修会は各施設されていると思う。また、今はいろいろな施設でカメラを設置し内部統制なども進んでいるので、事案の発見率は上がってきたと思っている。

村武委員

防止のための対策は、必ずこれをしないといけないとか、計画を立てないといけないとか、そういったことはないということか。

健康医療対策課長

資料が手元にないのだが、虐待に対する作業マニュアル等々は各施設準備され、研修会等も開催されているとは思っている。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

その他、執行部から何かあるか。

子ども子育て支援課長

病児病後児保育事業に係る損害賠償請求住民訴訟事件についての経過報告である。

当市が市内の医院に委託していた病児病後児保育事業で、基準に満たない職員配置で事業を実施していたとして令和3年6月に浜田市長を被告として提起されたものであり、当該医院も補助参加人として裁判に参加され、これまでに13回裁判が行われている。次回令和5年3月23日木曜日に第一審判決が出ることとなっており、当日法廷で主文のみ読み上げが行われると伺っている。議員には主文のみとはなるが、3月23日中に議会事務局を通じて内容をお知らせする。

現時点では今後控訴審があることも想定されるので、以上の報告とさせていただきます。

小川委員長

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

配布物が浜田市地域福祉計画ほか4件あるので確認をお願いします

地域福祉課長
小川委員長

る。ここで執行部からの報告事項について、全員協議会で報告し説明するものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

(7)、(8)の2件をお願いしたい。

執行部の意向のとおりでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではその2件でお願いします。

9 所管事務調査

(1) 保育所等における使用済みオムツの処分の状況について

小川委員長
子ども子育て支援課長
小川委員長
村武委員

執行部から説明をお願いします。

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑はあるか。

4月以降でも保護者の持ち帰りの施設がかなり減って、保育所等での処分が増えているので、保護者の負担もかなり軽くなってきていると感じている。保育所等で処分される際に、費用の負担などは保護者にあるのか。

子ども子育て支援課長

現状では保護者に費用負担を求めている施設はなく、運営費から補ってもらっている。4月以降については幾らかの施設で保護者負担を取られる予定と聞いている。

村武委員

保育所等で処分する場合、保育所の予算的な負担がかかってくると思う。そこは例えば市からの予算などはあるか。

子ども子育て支援課長

現状として既に保育所等で処分している施設がある。現状は多くの園で運営費から補っている状況もあるので、現時点において今後についても、処分費として施設へ補助を出す考えは持っていない。

村武委員

保育所等からそういった要望はないか。

子ども子育て支援課長

先般の園長会でも、このオムツの処分について質問が出て、処分費用についての話もあった。先ほどの回答のような形で、現状としては各園が運営費から十分補っている状況もあるので、現時点では考えてないと回答し、了解をもらっている。

柳楽委員

国が園での処分を推奨している中で、現在ある感染症対策補助金などで、ごみ箱等の購入は大丈夫とあったのだが、園ではそういった補助金の使い方はされているか。

子ども子育て支援課長

保管用のごみ箱については感染症対策に関する補助金を使うことができる。しかし聞いている話では、家庭用ポリバケツなどで保管しており、実際に補助を出したことはない。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(2) 水道未普及地域の状況について

小川委員長
環境課長

執行部から説明をお願いします。

(以下、資料をもとに説明)

小川委員長
村木副委員長

委員から質疑はあるか。

資料を見ると、旧郡部で数字が下がる。特に三隅においては。旧自治区基金を使っていたということもあれば政策的なことも当時あったのかと思う。ここは調査が必要だと思う。

環境課長

施設の耐用年数。個人もあったり小規模施設のいわゆる組合があったりしていると思うが、耐用年数を超えている施設がどのくらいの割合あるか把握しているか。

村木副委員長
環境課長

耐用年数については、各小規模水道施設というのがどういった施設かを把握していないが、山水や井戸水、川の伏流水をくんでいるものは確認している。国で示す耐用年数という管路については40年、機械については15年となっている。

管路40年、機械15年の割合は把握してないということか。

各小規模水道施設、給水を始めた年度はこちらである程度確認はしている。1件、海老谷はいつごろ給水施設をつくったかは地元民もわからない、恐らく20年前くらいだろうという話である。古いものでは昭和54年から使われている施設もあるので、やはり管路についても耐用年数を過ぎている施設はあると認識している。

村木副委員長

今回この資料を要求した後に過去の一般質問等を見ると、これについて質問されている議員もいる。私がいろいろ聞いているのが、水量不足。山水や雪の関係もある。あと配水管の経年劣化による漏水、さらには高齢化によって今ある機械のメンテナンスを含めた維持がしづらいということも聞いている。担当課にはどのような声が届いているか。

環境課長

言われるように、集落でも高齢化が進んでいて維持管理が厳しいといった声は聞いている。その辺の話は支所を通じて聞いている。

村木副委員長

今回この事業自体が飲料水ということを見ると、今中山間地域振興基金で1千万となっているが、5年10億ということもある。今年が3年目ということもあって5年以降どうするかも今後議論に上がるだろう。今後の財源を含めて補助対象の範囲や限度額もいま一度検討する必要があると思い、まずは実態把握ということで資料を要求した。

柳楽委員

施設整備に係る補助などがここに上げられているが、いつも気になるのが水質で、水質検査については保健所の検査費用の補助はなかったように思うが間違いないか。

環境課長

2番目の表①、新設整備事業のときには初回検査が補助対象経費に入る。それ以外については自身で検査していただく。

柳楽委員

未普及地域の水質は定期的に検査されたほうが健康的によいと思う。ここで何かしら補助をすることは前にも話したことがあり、ぜひ検討いただきたいがなかなか難しいのだろうか。

環境課長

いろいろ考え方はあるかと思うが、言われるように水道が引かれているところについては2か月に1回水道料の負担もされている。未普及地域についても市が全経費を補助金で賄うのも難しい。

<p>小川委員長</p>	<p>今の制度でよいかも含めて、検討材料としたい。 ほかに。 (「なし」という声あり)</p>
<p>10 その他</p>	
<p>小川委員長</p>	<p>執行部からほかに何かあるか。 (「なし」という声あり)</p>
<p>柳楽委員</p>	<p>委員から何かあるか。 一般質問でも取り上げた生活支援体制整備事業について、質問以降の委託状況について少し話を聞いている。まずは委託状況について伺う。</p>
<p>健康医療対策課長</p>	<p>先週に、これまでの委託先である浜田市社会福祉協議会から、令和5年度の事業は受託しないとの申し出があった。</p>
<p>柳楽委員</p>	<p>大変残念に思った。コーディネーターにいろいろ検討や調査をしていただいて、その結果等も出してもらっていると思う。今回社会福祉協議会が受けられないとなると、コーディネーターたちもかかわっていただけない状況と思う。これまで築いてきたものは執行部が把握しておられるとのことだったので、全くなくなるわけではないと思うが、そこに携わってこられた方たちの熱意についてはなくなってしまうので、今後の事業を大変不安に思っている。今後改めて受託事業者を探されるのか、一方で直営という話も聞いたので、そのあたりの状況を伺いたい。</p>
<p>健康医療対策課長</p>	<p>急な申し出だったので、現在、善後策については検討中である。ほかに受託先があるのかも検討している。最悪、直営で運営していかざるを得ない。 委員が言われるように今まで6年間かけて地域課題は収集されているので、令和5年度についてはこれまでの成果、課題をどのように解決するかに取り組んでいきたい。</p>
<p>村武委員</p>	<p>先日の柳楽委員の一般質問では、社会福祉協議会のコーディネーターが残ってくださるといふ部長答弁があった。それがつい先日のことで、今このようになっていることに大変驚いている。</p>
<p>健康医療対策課長</p>	<p>社会福祉協議会はどういった理由で受けられなかったのか。</p>
<p>村武委員</p>	<p>人員の確保ができなかったため受託できないと聞いている。</p>
<p>健康医療対策課長</p>	<p>人員確保ができなかった理由を伺う。</p>
<p>健康医療対策課長</p>	<p>今おられる生活支援コーディネーターが採用の継続を希望されなかった。</p>
<p>村武委員</p>	<p>継続されなかった理由を聞いているか。</p>
<p>健康医療対策課長</p>	<p>これまで取り組んでこられたことがあるのだが、来年度に事業の見直しをすることによりこれまでの体制、やり方と変わることになり、それに納得いかなかったことで継続を希望されなかったと聞いている。</p>
<p>村武委員</p>	<p>その不満は社会福祉協議会への不満なのか、市から委託する事</p>

- 業の内容が変わってきていることに対する不満なのか。
- 健康医療対策課長 来年度に事業見直しをする理由は、生活支援体制整備事業は国の補助金を活用した事業であり、当然、使用基準・使用目的は限られて厳しい基準がある。今まで若干曖昧なところがあったのが事実であり、それをきちんと見直して来年度の事業を実施したいということで協議をしたが、なかなかまとまらなかったという事情がある。
- 村武委員 社会福祉協議会との関係性が本当に良好なのか疑問に感じている。そういったことの積み重ねで今回のことに至ったのではとも感じている。国の事業ということは重々わかるが結局このしわ寄せは住民に行くのでは。高齢者から不安の声をたくさん聞くし、恐らく市にも来ているのではないかと。社会福祉協議会にも寄せられていると聞いている。今のこの時期からほかの委託者を探すのも難しいのではないかと。いなければ直営でされるということだが、難しい状態だと思うが、どのように考えているか。
- 健康医療対策課長 急な申し出だったので善後策は検討中である。委託先があるか、または直営か。今から人員を探すとなると4月1日にスムーズなスタートを切るのは難しいかと思っているが、市民にご迷惑をかけないよう何とか来年度の事業が実施できるようにしたい。
- 村武委員 急な申し出だったとのことだが、そうならないためにも今まで期間をかけて協議されてきたのだと思う。それがこうなったのは大変残念に感じる。住民の安心安全につながるようしっかりと市でやってほしい。
- 健康福祉部長 私も一般質問で真摯に受け止めて回答した。社会福祉協議会とはそれまでもしっかりと人数を8人から6人に減らすとか、その対応をどうするかは担当課がしっかりと協議していた。私もその協議の報告を受けていたので、一般質問のときには本当にそういう気持ちでお答えしていた。
- 一般質問の後、急に社会福祉協議会から申し出があったので本当に驚いた。ただ社会福祉協議会においても生活コーディネーターが辞職したいと申し出られたので、事業継続は難しいと判断したとしっかりと報告されたので、どうにかならないかと聞いてみたが、もう上のほうで決裁も取れたと言われたため、仕方なく了承せざるを得なかった。
- ただ、この事業はとても大事でせつかく6年間かけて地域課題を皆さんに出してきてもらったので、6人を雇用するのは難しいが1人でも2人でも雇用して、直営の場合、委託の場合、一つずつでも市民の課題を解決できる方向へ協議していきたい。
- 小川委員長 ほかに。
(「なし」という声あり)
ここで執行部は退席されて構わない。

小川委員長

議案の採決に入るが、採決前に自由討議についてお諮りする。皆の意見はどうか。

(「必要なし」という声あり)

では自由討議は行わない。執行部提出議案 5 件について採決を行う。

○議案第 5 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第 6 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第 7 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第 8 号 浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第 29 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で福祉環境委員会に付託された案件の審査は終了する。委員長報告については3月17日の採決までに正副委員長で作成し、タブレットに入れておくのでご確認をお願いする。皆に目を通していただき、よろしければその内容で委員長報告を行いたい。

11 地域井戸端会のテーマ設定について（委員間で協議）

小川委員長

来年度実施する議会報告会について、議会広報広聴委員会において名称を「地域井戸端会」とし、事前に各常任委員会からテーマを出して、そのテーマに基づきグループに分かれて意見交換を行うこととされている。福祉環境委員会としてのテーマを出してもらいたい。このたびは議会報告会を地域井戸端会の形でやることと、参加人数にもよるが三つのグループに分けてそれぞれのテーマで議論する形も検討されている。

柳楽委員

難しいが、市民全体にかかわることとなると例えば健康寿命の延伸など。高齢者の話と思われがちだが、子どものときから健康についてしっかり気をつけるのは大事だと思う。そういった意味では幅広い年代に合う内容かと思う。

岡本委員

コロナで地域がいろいろな形で環境が変わったのだろうと思う。例えば集まれないとか、今まであったものがなくなったとか。それについて投げかけて、その後皆はどうしているのか、話し合ったり意見や要望をもらったりしてみてもどうか。

小川委員長

住民の意見を伺ったり、それぞれのグループで議論を深めたいテーマがあれば。今、健康寿命の関係と、コロナ禍で住民から要望等も含めて聞いたらどうかとあったが。

村武委員

コロナ禍によって外に出なくなったため高齢者の認知機能が低下したとか、子どもたちの不登校などいろいろなストレスが出てきていると思う。そういったことも含めて状況を聞きたい。

あと、健康寿命の延伸もよいと思う。テーマを一つに絞らなくてよいと思うので、この二つを出してもよいと思う。

小川委員長

ほかにあるか。

柳楽委員

議会広報広聴委員会へは公明クラブから人が出ていないので、意見を出させてもらった。いろいろになるよりも同じテーマで各テーブルやってもらったほうがよいのではという気持ちがある。中でも協働のまちづくり、いろいろな面が協働のまちづくりに、福祉であっても含まれていると思うので、協働のまちづくりというところでぜひテーマ設定していただきたい思いがあった。

川神委員

コロナになって地域への議会報告会ができなかったが、ここに来てやっとコロナの先が見えてきた。今年の広報広聴をどうするかという議論の中で、3パターンくらいあったが、まちづくりセン

ターという区割りの中で極力多くの地域に出かけて行って現状を聞きたい。さらには人数が減ってもまちづくりセンターに出かけてしっかり皆の意見を広聴するところに重きを置こうという話があった。

その中で、テーマを決めてテーブルを分け、自分の興味のあるところへ座ってもらったらどうかという方法が提案されている。3委員会あるので三つくらいテーマがあって、それぞれに分けてしっかり話を聞く方法もあるが、全て同じでもよいという話もあった。場合によっては、人数が少ない場合はテーマを分けることにならない。いろいろなケースが想定されるが、その中で委員会から、このテーマは皆からの意見を聞こうというような共通課題を出して行って、3委員会あれば現地の人間で組み立ててやっていくということだったと思っている。

地域課題を見ていけば、28か所共通テーマというのも難しい。福祉となると、一番心配なのは地域医療の問題。これが大きな切り口になるのかなど。中山間地域での健康問題、救急救命の問題、コロナに対してどうなるのか、健康に関係するところを絞り込んで出すのが一番順当な選択になると思う。健康に関して、地域内で安心して過ごせて、命が守られる体制に対して、そういった幾らかの切り口を持って絞り込んで委員会から提出したらよい。

小川委員長

健康に関するものでは、コロナも健康寿命も健康に含まれる。地域医療も含めてとなると、健康の維持に関するテーマにすればほとんど含まれるような気がするが、ほかに意見は。

村木副委員長

今回一般質問でフレイルを勉強させてもらった。フレイルというのが医療・食育・栄養・社会進出だった。健康寿命延伸イコールフレイル予防という形になるとその四つになるし、地域社会とのかかわりとなると社会進出になるので、そうなる私も絞るならばコロナ後における状況把握や人とのかかわりについて意見が聞ければと思う。フレイル予防、健康寿命の延伸の一つかもしれないが。

岡本委員

コロナになって変わったことというたとえば葬儀の形が完全に変わったし、地域にあったいろいろな事業、盆踊りや子ども会などが多分なくなっていったのではと心配する。地域の活動で何が変わり何がとまったかを聞けば、問題点も見えるだろう。まちづくりという位置づけでの連携性などもある。そういうところの課題についていろいろな意見が出て、話が進めやすい。ワークショップの話も出ているようだが、そういうところから少し意見を吸い上げていく。そういう働きかけをぜひ、この井戸端会の中ではしてほしい。

小川委員長

28会場で行うが、実際に出向くのは各会場とも三つの常任委員会から1人ずつ出て、3名で住民との意見交換という形になるのだが、福祉環境委員会のテーマに基づいてテーブルを設置して、そこで参加する住民から意見を伺う形になる。

村武委員

岡本委員が言うように、コロナによる生活の変化を伺う中で、何らかの課題に結びつけたらどうかと思う。できれば発言しやすいテーマとなるとそのあたりが妥当かと思う。

小川委員長

協働のまちづくりの中の福祉の視点ということで話をしていたのであれば、福祉環境委員会からのテーマということでよいと思うが、まちづくりを出すとまちづくりの体制の話などになってしまうかもしれない。川神委員が言われたように「健康」をテーマにしておいて、その中でもししたらコロナに関係する事案も出てくるかもしれない。健康というと大きなテーマなのだが、例えばの話を私たちから少し投げかけたりはしやすい。

大きいテーマとすれば「健康に関するもの」ということで。それを題目にしておいて、あとはその中でコロナによる変化が聞きたいとか、健康寿命についてとかはできると思う。テーマは健康に関するものということで議会広報広聴委員会に報告してもよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそういう形で返したい。もう1点、足立副委員長が担当していた会場への委員の割り当てだが、基本的には各常任委員会となっている。石見、すすく、今福、黒沢の4か所をどなたかに担当してもらおうということで今日決めたい。もし希望等があれば言ってほしい。

《 以下協議 》

小川委員長

それでは、石見は小川、すすくは岡本委員、今福は柳楽委員、黒沢を村武委員にお願いします。

12 行政視察を終えて（委員間で協議）

(1) 行政視察レポートについて

小川委員長

報告書は皆の協力を得て作成している。それに基づいて最終日の全員協議会で行政視察レポートを報告する。現段階で私が途中までつくっていたのだが、足立前副委員長にも一定程度つくってもらっている部分がある。最終日までにまとめたものを後日提案したい。もう少し整理して皆に配信して意見をいただきたい。予算決算委員会が終わった後に、できた段階で皆の意見をいただくための委員会を設定したい。もう少し時間をいただきたい。

報告者を決めておきたい。どなたか希望があれば。

(「委員長でよい」という声あり)

では私が報告するというので。基本的には視察報告書はもう出ているので、詳しい内容はそちらを参考にってもらう前提で、特徴的な部分だけ報告するようなパワーポイントにしたい。皆の所感なども詳しいものは報告書を見せてもらう。できるだけ早くたたき台を皆に示したい。

13 【取組課題】就労支援を含めた障がい者支援について（委員間で協議）

小川委員長

今後の日程は3月20日月曜日の13時30分からレントへ。その後、翌週27日月曜日13時30分からは清和会西川病院にてシッパスについての意見交換となっている。ここでは障がいのある当事者の方から話が聞けるよう先方をお願いしようと考えている。清和会は就労支援のためのA型・B型事業所を持っておられるので、そちらも絡めて話をしてもらうのがよいのか、あるいはシッパスの取組に絞った意見交換がよいのか。皆の意見を聞きたい。時間に限りもあるので、就労支援に関する課題・問題点・要望などに重点を置きたいのだが。シッパスはかなり前向きに捉えてもらっているのだから、こちらから要望すればそういう形での意見交換ができると思うが。事業所を持っておられることは話の中で出てこようが、どちらかというとならば就労支援を含めた障がい者支援がメインということで、そちらを中心にお願いすることにしてよいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのように進める。議題は以上だが皆から何かあるか。

(「なし」という声あり)

以上で福祉環境委員会を終了する。

(閉 議 12 時 29 分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 小川 稔宏